

過疎地域自立促進計画

(平成28年度～平成32年度)

島根県鹿足郡吉賀町

目 次

1. 基本的な事項	1
2. 産業の振興	10
3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	17
4. 生活環境の整備	22
5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	26
6. 医療の確保	31
7. 教育の振興	33
8. 地域文化の振興等	36
9. 集落の整備	37
○過疎地域自立促進特別事業	39

(策定及び変更の経過)

策 定 平成28年3月

1. 基本的な事項

(1) 吉賀町の概況

ア) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

本町は島根県の南西部、西中国山地の脊梁に位置している。総面積は336.5km²で、県全面の約5%にあたり、町土の構成は、山林が92.2%、農地3%、その他(河川・道路他)4.8%となっている。周辺部には、県内最高峰の安蔵寺山をはじめ、鈴ノ大谷山、筋ヶ岳等の1,000m級の高峰が嶺を連ね、やや急峻な連担地の標高は200~380mである。そして町内をほぼ南北に貫流している一級河川・高津川とその支流が町を潤している。この河川の流域に沿って河谷平野と、急峻な山々の間を河川が流れる谷底平野に農地と集落が混在する中山間地である。気候は典型的な山陰型気候で、年間の平均気温は12.9℃(平成26年)、年間降水量は1,858mm(平成26年)と比較的多い。また冬季間の積雪も比較的多く、地域によっては交通の途絶が生じることもある。

・気温及び降水量

平成26年 年間気温 (単位:℃)			
月	日平均	日最高	日最低
1月	2.6	7.8	-1.3
2月	3.2	8.4	-0.9
3月	7.1	13.0	2.1
4月	11.0	18.4	4.6
5月	16.2	23.6	9.2
6月	20.1	25.0	16.6
7月	24.0	28.9	19.9
8月	23.9	27.7	21.2
9月	19.9	25.8	15.6
10月	14.6	21.1	9.7
11月	9.9	15.9	5.4
12月	2.3	6.4	-1.0
年間平均	12.9	18.5	8.4

平成26年 年間降水量 (単位:mm)	
月	月合計
1月	123.5
2月	89.0
3月	191.0
4月	117.0
5月	102.0
6月	183.5
7月	274.5
8月	290.0
9月	97.0
10月	124.5
11月	81.5
12月	185.0
年間合計	1,858.5

(出典:気象庁)

②歴史的条件

本町は、柿木村と六日市町が合併して誕生した町である。この地域は古くから「吉賀」と呼ばれ、藩政時代は吉賀三領「上領」「中領」「下領」に属した。柿木村は、藩政時代は豊富な山林からの林産特産物が地域経済の主要な収入源であり、藩主の食する御用米を生産するなどしていた。また、柿木村は明治22年4月1日の村制を施行して以来、行政区域を変えることなく続いた。六日市町は、古くから山陰と山陽を結ぶ交通の要衝として発展し、藩政時代には参勤交代の宿場町として栄えていた。明治4年の廃藩置県では浜田県に編入され、次いで明治9年に島根県に属した。六日市町は昭和29年に朝倉、蔵木の2か村と合併し、つづいて昭和31年に七日市村を編入した。そして、平成17年

10月1日に両町村が合併し、吉賀町となった。

③社会的条件

国勢調査では本町の人口は、昭和35年は13,876人であったが、年々減少の一途を辿っている。昭和50年では9,122人であったが、平成12年には8,179人となり、この間の25年で10.3%の減少であった。平成17年には7,362人となり、わずか5年間の間に10.0%の大幅な減少となった。平成22年は、6,810人で、この5年間の減少率は7.5%となり、依然高い率となっている。

④経済的条件

本町は広島県、山口県の県境に位置し、中国自動車道・六日市インターチェンジを有した島根の西の玄関である。町内を縦断する国道187号線は、平成5年に完全2車線化工事が終了し、広域市町村圏の中心であり、石見空港のある益田市への利便性を高めた。また山陽側主要都市とは高速道路や国道などにより1時間前後の距離にあるため、経済は山陽の影響を受けている。

産業構造を平成22年度の町内総生産でみると、第一次産業2.2%、第二次産業29.8%、第三次産業67.5%で第三次産業が中心を占めている。同年の産業別就業人口でも、第一次産業24.0%、第二次産業24.7%、第三次産業51.3%と第三次産業が半数を占めている。

・産業別生産額及び就業人口

平成22年度	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計
産業別生産額	499百万円	6,888百万円	15,615百万円	23,132百万円
産業別就業人口	562人	851人	1,772人	3,185人

(出典：平成23年度島根県市町村民経済計算、国勢調査)

イ) 過疎の状況

①人口の動向

本町の人口は、昭和35年の13,876人であったものが、平成22年の6,810人と、50年の間に実に50%を超える人口減少となっている。生産年齢人口(15～64歳)はこの間に8,185人から3,365人へと58.9%減少し、最も活力に富んだ層の減少は地域にとって大きな痛手であった。

また、本町の人口年齢構成は、平成17年では0～14歳12.1%、15～64歳49.7%、65歳以上38.2%であったが、平成22年では0～14歳10.5%、15～64歳49.5%、65歳以上40.0%となり、少子高齢化に歯止めがかからない状況にある。

②旧過疎法も含むこれまでの対策とその評価

昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が施行されてから、これまでに慢性的な過疎からの脱却と、安心して定住できる豊かで活力あるまちづくりをめざして、農業基盤整備、交通通信体系の整備、生活・教育環境の整備、企業誘致、雇用の場の確保等の過疎対策を積極的に講じてきたところである。

産業振興においては、基幹産業である農林業について、柿木村地域・六日市地域それぞれの地域特性を活かした施策を実施しており、豊かな森林資源を活かす造林事業や林産物事業の推進、圃場整備、

集荷場整備など生産基盤整備に努めてきた。また観光においては、温水プール付き温泉宿泊施設を整備するなど入込客の増加に努めてきた。交通通信体系においては、町道の改良・舗装、農林道の新設などを行い、交通条件の改善による生活や生産の向上に努めてきた。生活環境の整備においては、簡易水道や農業集落排水、公共下水道整備、一般廃棄物処理施設、防災センターや消防施設の整備、定住促進のための公営住宅整備を行い、生活環境の向上や安心と安全の生活基盤整備に努めてきた。また、高齢化に対応すべくデイサービスセンターや特別養護老人ホームなどを整備し、高齢者福祉の充実に努めてきた。教育の振興においては、中学校及び体育館、給食施設の整備を行い、児童生徒へのより良い教育環境の整備に努めてきた。またグラウンドやプール、運動交流施設の整備を行い住民の健康増進やスポーツ振興に努めてきた。

このように40年にわたる過疎対策により、一定のインフラ整備は完了したが、人口は減少の一途をたどっている。今後、人口流出や少子高齢化により、農林業や集落の担い手の確保がますます困難な状況となり、地域社会の存続に深刻な課題が生じる可能性がある。

したがって今後の過疎対策においては、地域発展の原動力となる産業基盤の整備や町民の安心と安全な生活や交通等の基盤整備はもとより、地域社会の活力の増進と若年層の定着のために、地域資源を活かした新しい産業の創出、魅力のある移住・交流施策などを推進する必要がある。

ウ) 社会経済的発展の方向

わが国は、戦後の経済発展により、重化学工業を中心として未曾有の経済成長を遂げた。この経済成長は、「出稼ぎ」など農村から大量の人口流出をもたらし、本町においても高度経済成長期において、人口が流出し過疎が発生した。この時期の活力ある生産年齢人口の流出は、現在に至るまで過疎という根深い社会問題を発生させてきた。また、近年の金融資本主義・グローバル経済の発展により国家間の経済競争、為替相場や資源価格の変動が本町のような山間地域にも多大な影響を与えるようになった。

本町は島根県南西部、広島県と山口県の県境に位置し、行政的な圏域と日常の生活圏域は益田圏域となるが、交通の利便性により経済は山陽の影響を受けている。しかし、本町の認知度は都市部にとって低く、交流人口増や地域資源の活性化に地の利を活かしきれていない。また広域圏全体についても山陽側に知名度が低い状態である。

若年層の流出と高齢化は本町に限ったことではなく、益田市、津和野町を含めた益田広域圏でも見られ、広域圏全体の経済活性化や医療確保も課題となっている。

したがって本町の持続的・自立的な発展には、足腰の強い産業基盤の整備が引き続き必要であり、本町の地域資源を活かした産業の推進や、U I ターン者の増加による農林業の担い手の確保、起業支援を行う必要がある。平成27年度には、人口減少問題に的確に対応し、独自の地域資源を効果的に活かし、活力あるまちづくりを行うとともに、住民の知恵と力で持続可能な地域社会を実現するため吉賀町版の「人口ビジョン」と「総合戦略」を策定した。

・若年者・高齢者比率動向

	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	若年者比率	高齢者比率	若年者比率	高齢者比率	若年者比率	高齢者比率	若年者比率	高齢者比率
過疎地域のうち	13.6	25.1	13.9	29.0	12.8	31.5	11.2	33.4
隠岐郡	11.0	27.2	11.9	30.4	11.0	32.9	9.5	35.6
出雲部	14.3	24.3	14.5	28.4	13.3	31.1	11.6	33.1
石見部	13.4	25.3	13.8	29.1	12.7	31.5	11.1	33.3

	益田圏域	16.3	23.7	14.2	27.8	12.9	30.8	12.1	33.2
	益田市	16.3	21.4	14.7	25.4	13.5	28.3	12.9	31.0
	津和野町	14.6	29.1	12.3	34.0	10.2	38.6	9.1	41.6
	吉賀町	14.9	31.4	13.5	35.5	12.1	38.2	10.5	40.0
非過疎地域		18.9	17.8	18.7	20.4	16.7	22.7	14.6	24.6
県全体		16.1	21.7	16.3	24.8	14.7	27.1	13.0	28.9

(出典：国勢調査)

(2) 人口及び産業の推移と動向

①人口の推移と動向

本町の人口は、昭和35年には13,876人であったが、昭和45年までに9,667人と急激に減少した。その後、緩やかであった減少は、平成17年10.0%、平成22年7.5%と高い率となった。年齢階層別の人口構造は、昭和35年には8.5%に過ぎなかった高齢化比率は平成22年には39.9%となっている。人口の状態は、限界自治体(総人口の占める65歳以上人口が50%超)の予備軍的存在である準限界自治体(総人口に占める55歳以上人口が50%超)である。本町のような農林業を生産基盤とする地域において際立った現象であり、人口減少と少子高齢化が加速度的に進行している。このことは地域社会の活力を徐々に低下させ、ひいては地域社会の崩壊につながる恐れがある。まちづくり計画の人口の推移の予測では、平成28年の推計人口は5,800人となる見込みである。今後は、就業機会の確保に積極的に努力するとともに、定住施策の充実、生活環境の整備等により人口減少の抑制に取り組み、まちづくり計画で目標とした平成28年度に6,200人の維持に努める。

表1-1 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数/人	増減率/%	実数/人	増減率/%	実数/人	増減率/%	実数/人	増減率/%
総 数	13,876	—	11,242	▲19.0	9,667	▲14.0	9,122	▲5.6
0歳～14歳	4,506	—	3,106	▲31.1	2,202	▲29.1	1,835	▲16.7
15歳～64歳	8,185	—	6,900	▲15.7	6,079	▲11.9	5,737	▲5.6
うち15～29歳(a)	2,732	—	1,807	▲33.9	1,322	▲26.8	1,273	▲3.7
65歳以上(b)	1,185	—	1,236	4.3	1,386	12.1	1,550	13.7
若年者比率:(a)/総数	19.7%	—	16.1%	—	13.7%	—	14.0%	—
高齢者比率:(b)/総数	8.5%	—	11.1%	—	14.3%	—	17.0%	—

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数/人	増減率/%	実数/人	増減率/%	実数/人	増減率/%	実数/人	増減率/%
総 数	9,415	▲3.2	9,165	▲2.7	8,725	▲4.8	8,600	▲1.4
0歳～14歳	1,777	▲3.2	1,679	▲5.5	1,429	▲14.9	1,281	▲10.4

15歳～64歳	5,926	3.3	5,404	▲8.8	4,885	▲9.6	4,619	▲5.4
うち15～29歳(a)	1,196	▲6.0	969	▲19.0	837	▲13.6	936	11.8
65歳以上(b)	1,712	10.5	2,081	21.6	2,411	15.9	2,700	12.0
若年者比率:(a)/総数	12.7%	—	10.6%	—	9.6%	—	10.9%	—
高齢者比率:(b)/総数	18.2%	—	22.7%	—	27.6%	—	31.4%	—

区 分	平成12年		平成17年		平成22年	
	実数/人	増減率/%	実数/人	増減率/%	実数/人	増減率/%
総 数	8,179	▲4.9	7,362	▲10.0	6,810	▲7.5
0歳～14歳	1,101	▲14.1	893	▲18.9	717	▲19.7
15歳～64歳	4,176	▲9.6	3,657	▲12.4	3,365	▲8.0
うち15～29歳(a)	870	▲7.1	679	▲22.0	572	▲15.8
65歳以上(b)	2,902	7.5	2,812	▲3.1	2,717	▲3.4
若年者比率:(a)/総数	10.6%	—	9.2%	—	8.4%	—
高齢者比率:(b)/総数	35.5%	—	38.2%	—	39.9%	—

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数/人	構成比/%	実数/人	構成比/%	増減率/%	実数/人	構成比/%	増減率/%
総 数	8,032	—	7,529	—	▲6.3	6,997	—	▲7.1
男	3,801	47.3	3,539	47.0	▲6.9	3,291	47.0	▲7.0
女	4,231	52.7	3,990	53.0	▲5.7	3,706	53.0	▲7.1

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数/人	構成比/%	増減率/%	実数/人	構成比/%	増減率/%	
総 数(外国人住民除く)	6,505	—	▲7.0	6,402	—	▲1.6	
男(外国人住民除く)	3,055	47.0	▲7.2	3,008	47.0	▲1.5	
女(外国人住民除く)	3,450	53.0	▲6.9	3,394	53.0	▲1.6	
参考	男(外国人住民)	32	32.3	—	47.0	41.1	37.5
	女(外国人住民)	67	67.7	—	63	58.9	▲6.0

②産業の推移と動向

本町のかつての基幹産業であった農林業を中心とした第一次産業は、国の農業政策の転換や、農業従事者の高齢化、後継者不足、公共土木事業の増加や進出企業による生産活動等により就業者数が減少してきた。近年は定年帰農者、都会からのUIターン者があるものの、高齢化により減少に歯止めがかからず、担い手の減少による耕作放棄地の増加が懸念される。第二次産業の就業者数も公共土木事業の減少などにより減少している。第三次産業の就業者数は一時期医療、高齢者福祉サービス関連

業への就業者が増加傾向にあったが、近年横ばいに転じ、総数は減少している。

表 1-1 (3) 産業別人口の動向

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	7,475 人	—	5,904 人	▲21.0%	5,689 人	▲3.6%	5,233 人	▲8.2%
第一次産業就業人口比率	73.1%	—	64.6%	—	67.6%	—	48.4%	—
第二次産業就業人口比率	6.1%	—	11.4%	—	16.2%	—	26.6%	—
第三次産業就業人口比率	20.8%	—	23.0%	—	23.2%	—	25.0%	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	5,354 人	2.3%	5,075 人	▲5.2%	4,604 人	▲9.3%	4,530 人	▲1.6%
第一次産業就業人口比率	30.7%	—	31.7%	—	23.3%	—	22.7%	—
第二次産業就業人口比率	39.6%	—	35.1%	—	38.2%	—	34.4%	—
第三次産業就業人口比率	29.7%	—	33.2%	—	38.5%	—	42.9%	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	4,071 人	▲10.1%	3,601 人	▲11.5%	3,305 人	▲8.2%
第一次産業就業人口比率	19.3%	—	19.5%	—	17.0%	—
第二次産業就業人口比率	32.5%	—	27.9%	—	25.7%	—
第三次産業就業人口比率	48.2%	—	52.1%	—	53.6%	—

(出典：国勢調査)

・産業別就業人口の推移

(人)

	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
第一次産業	2,527	1,643	1,609	1,075	1,030	786	702	562
第二次産業	1,387	2,121	1,782	1,759	1,560	1,323	1,004	851
第三次産業	1,306	1,590	1,684	1,769	1,939	1,962	1,875	1,772
合計	5,220	5,354	5,075	4,603	4,529	4,071	3,581	3,185

(出典：国勢調査)

(3) 行財政の状況

①行政の状況

地方分権時代においては、国と地方の役割分担の明確化や、地方自治体の権限や責任が大きくなる方向にある。この方向において地方自治体は、自主性及び自立性を高め、地方自治体が自らの判断と責任において行政を運営することが求められている。このため地方自治体は、これまで以上に行政能力の質的・量的向上が求められている。一方、長引く景気低迷と、国庫補助負担金・地方交付税の見

直しなど、自主財源に乏しい本町の財政を取り巻く環境は厳しさを増している。また過疎化や少子高齢化、高度情報化、地方分権型社会の進展により、多様化・複雑化した行政需要は拡大傾向にある。

このような二律背反の状況下にあつて、行政は住民本位の施策を住民参画と協働のもと、質の高いサービスを地域の実情に応じて展開していくため、効率的・効果的な行財政システムの整備と、住民との協働を促す自治振興制度設計に努めなければならない。

また、本町では近隣市町と次の事務を共同処理することで行政の効率化を図っている。

・益田地区広域市町村圏事務組合（益田市、津和野町）

広域消防、清掃事務、要介護認定・障害者区分認定審査事務ほか

・鹿足郡養護老人ホーム組合（津和野町）

養護老人ホーム入所措置事務

・鹿足郡事務組合（津和野町）

し尿処理事務、有線テレビジョン放送事務

・鹿足郡不燃物処理組合（津和野町）

不燃物処理事務

②財政の状況

平成26年度の普通会計合算額の歳出総額は、6,670,726千円であり、平成17年度の合併時における普通会計合算額の6,913,050千円と同水準となっている。性質別では、人件費、公債費、扶助費の義務的経費は、平成26年度が2,618,087千円であり、平成17年度の3,471,634千円に対し25%の大幅な減となっている。投資的経費は、平成26年度が1,325,904千円であり、平成17年度の1,388,093千円と同水準となっている。

歳入面は、一般財源が平成26年度は4,955,330千円であり、平成17年度の5,211,931千円と概ね同水準となっている。町債は、平成26年度が711,900千円であり、平成17年度の803,400千円と約10%の減となっている。また地方債残高は、平成26年度が6,604,885千円であり、平成17年度の12,642,941千円に対し48%の大幅な減となっている。

この結果、公債費負担比率、地方債現在高等については、平成17年に比べて改善している。第1次吉賀町行財政改革大綱策定時は、長引く景気低迷に加え、平成16年度から実施された「三位一体改革」による国庫補助負担金や地方交付税の削減などにより、自主財源に乏しい本町の財政状況は極めて厳しい状況となることが予想され、当時の中期財政計画においては、計画期間10年間を通じて収支不足が生じるという極めて厳しい見込みとなっていた。しかしその後、国の方針の一部変更等により交付税総額が増額に転じ、また第1次行財政改革に伴う集中改革プランの取り組みによる効果もあり、現在の財政状況の改善に至っている。

しかしながら、歳入の根幹である町税の大幅な伸びは今後とも期待できず、また地方交付税については、合併後10年を経過する平成28年度から5年間で段階的に減少し、平成33年度には一本算定に完全移行することで、合併算定替に比べ2億44百万円の減額が見込まれている。

よって、今後の財政見通しについては、決して楽観できる状況になく、行財政改革の努力を緩めることなく、将来を見据えた構造的収支改善に向けた取り組みと、経済状況の変動等にも耐えうる財政基盤の強化が求められている。

表 1-2 (1) 市町村の財政状況

(単位：千円)

区 分	平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 26 年度
歳入総額 A	8,745,875	7,037,004	8,551,358	7,071,103
一般財源	5,194,998	5,211,931	5,761,889	4,955,330
国庫支出金	892,552	216,818	1,665,031	517,680
都道府県支出金	807,518	497,291	331,708	346,494
地方債	1,434,200	803,400	547,100	711,900
うち過疎債	453,000	253,500	339,500	530,200
その他	416,607	307,564	245,630	539,699
歳出総額 B	8,576,162	6,913,050	8,136,120	6,670,726
義務的経費	3,225,125	3,471,634	3,298,097	2,618,087
投資的経費	2,758,671	1,388,093	2,406,639	1,325,904
うち普通建設事業	1,722,161	1,143,942	2,378,690	1,287,954
その他	2,592,366	2,053,323	2,431,384	2,726,739
歳入歳出差引額 C (A - B)	169,713	123,954	415,238	400,577
翌年度へ繰越すべき財源 D	104,854	4,967	128,100	160,387
実質収支 C - D	64,859	118,987	287,138	240,190
財政力指数	0.144	0.160	0.16	0.16
公債費負担比率	28.25	36.44	28.7	15.8
実質公債費比率(3か年平均)	—	—	15.5	7.0
起債制限比率	14.4	18.1	—	—
経常収支比率	84.2	97.9	80.8	85.6
将来負担比率	—	—	64.0	26.2
地方債現在高	14,102,811	12,642,941	7,989,117	6,604,885

③主要公共施設等の整備状況

町道の改良率は、昭和45年に1.4%だったものが、平成25年度末には61.5%となっている。島根県の過疎地域における市町村道の改良率52.8%と比較して高い数字となっている。町道の舗装率は、平成25年度末は70.2%となっており、島根県の過疎地域における市町村道の舗装率79.3%と比較して若干低い数字となっている。今後とも住民生活の基盤として道路の改良、舗装に積極的に取り組む必要がある。

上下水道・汚水処理施設は、生活環境における重要な部分である。上水道は昭和45年には8.1%であったものが、25年度末で96.2%となった。水洗化率は、59.6%となっており、今後とも積極的に取り組む必要がある。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
町道改良率 (%)	1.4	25.0	53.7	58.0	60.9	61.5
舗装率 (%)	4.6	37.4	67.5	68.6	70.0	70.2
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	36.5	50.2	47.0

林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	9.6	2.4	2.6
水道普及率 (%)	8.1	39.1	83.9	94.0	95.7	96.2
汚水処理人口普及率 (%)	—	—	—	22.9	56.8	59.6
人口千人当たりの病床数 (床)	3.1	45.0	64.1	66.6	39.8	18.3

(4) 自立促進の基本的な方針について

本町は、西中国山地の豊かな森林に囲まれ、高津川源流域の清らかで豊富な水が町を潤す、中山間の美しい自然に恵まれた町である。そして先人たちにより築き上げられた棚田を始めとした田園や、有機農産物などの高い評価を得ている農作物、森林資源、自然観光資源などに恵まれている。また、中国自動車道六日市 I C を有し、山陽側の主要都市とも 1 時間前後の距離にあるため、都市との交流に地理的優位性を有している。

本町は平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 年間を計画期間として、「吉賀町まちづくり計画」を策定した。そして吉賀町まちづくり計画がめざすべき将来像を、「自然の恵みに生まれ、人と共に生きる自立発展のまち」として掲げた。そして将来像の実現に向けて、次の三つの柱を基本目標として取り組んでいる。

- ・健康で安心して安全に暮らせる「まち」
- ・活力に満ちた交流と定住の「まち」
- ・住民が主役のいきいきとした「まち」

一方、昭和 45 年以降過疎法に基づく過疎対策を行っており、施設整備もある程度進んだ。しかしながら、多くの過疎町村の例に漏れず、人口の減少、耕作放棄地の増加、集落機能の低下など本町の置かれた現状はますます厳しい。

このため、本町の自立促進のためには、産業振興・雇用対策、農地・森林の保全と活用、魅力ある移住・交流施策、地域生活の確保、住環境の整備、住民自治の強化・集落機能の維持などの対策を重点的に行う必要がある。本町は地域資源を最大限に活用し、多様な主体との連携した取り組みを活発化させながら、将来像の実現に向けて、積極的に自立促進計画の推進を図るものとする。

(5) 計画期間

計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画が作成された後整合を計ることとする。

2. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア) 農 業

中国山脈に位置する本町は総面積の約92%が山林で占められおり、耕地面積は約3%の1,061ha（平成26年度農地台帳）に過ぎない。2010年農林業センサスによると、総農家数952戸のうち77%は兼業農家及び自給的農家であり、販売農家においても農産物の販売金額100万円未満が87%と極めて零細で典型的な山間地農業を営んでいる。また、平成22年の総農家数は5年間で8%減少、農業就業人口に占める高齢者の比率は80%にも達している。販売農家数に占める耕作面積0.5ha未満の小規模農家数は21%に減少しており、高齢化による農業後継者不足により農地集積が進むという現象が起きている。

こうした条件のなかでの本町の農業は、水稻を基幹作目として施設野菜、菌床椎茸、乾椎茸、ワサビ、栗、和牛、有機農業等を組み合わせた複合経営に賃金収入を加えた兼業型農家経営が営まれてきた。近年、急速に進む高齢化と後継者不足は農業経営にとって深刻な問題となっている。また米価は年々下落し、その他の農産物も輸入により価格が低迷し、農業離れに拍車を掛けている。さらに林業従事者の減少による山林の荒廃により、鳥獣被害が増大して生産意欲の減退につながっており、農業の停滞や耕地面積の約4%の41ha（平成26年度農地台帳）にも達している耕作放棄地の増加など数多くの問題がある。

これらの状況に対応するため、柿木村地区を中心に約40年前から取り組まれてきた有機農業は、生産者は消費者の健康を守り、消費者は生産者の生活を守るという関係を作ることでお互いの信頼関係を強固なものとして培われてきた。このような消費者との信頼関係に基づく農業生産・農業経営は、山間地農業の所得の確保と経営の安定を図るものであり、都市と農村の共生こそが21世紀に求められていることから、全町での取り組みが重要である。また、食の安全や環境問題等により有機農業への関心は高まっており、Iターン希望者をはじめ全国から多くの人が本町の取り組みに注目を寄せている。この機会を捉えて、有機農業技術の習得と体験を目的とした農業研修体制を整備して、有機農業の普及と定住対策に結びつける必要がある。

また、深刻な農業後継者不足に対応するため、集落ぐるみの営農活動の推進や認定農業者等の担い手確保、農業公社の支援、振興作目の推進など多面的な取り組みを行ってきた。菌床椎茸栽培の取り組みは、「㈱エポックかきのきむら」や「きのこ生産組合」等により安定した生産がなされてきたが、近年は従事者の高齢化、多大な設備投資などが要因で従事者数は年々減少している。農閑期である冬場の所得対策として有効なことから、更なる品質の向上と生産コストの削減、新たな生産者の確保に取り組み農家所得の安定を図る必要がある。あわせて、新たな振興作物の推進を行うことで、複合的な形態も含めた農業生産の選択肢を拡げ、農業所得の向上を図ることも求められる。

平成9年には道の駅「かきのきむら」、平成15年には広島県廿日市市のアンテナショップ「産直市場かきのき村」、平成22年には「産直物産館やくろ」を本町の情報の受発信基地として、また農産物や特産品の直売所として整備しており、農家経営の安定や交流人口の増大、就労の場の確保による定住の促進や地産地消の推進につなげる必要がある。

本町では女性を中心とした農産加工の取り組みも行われ、農産加工グループや個人での加工など様々な形態で運営されている。特に町内産の原材料を使って作られる農産加工品は町内外でも好評であり、今後も農商工連携や6次産業化による更なる生産拡大、吉賀町交流研修センター加工室等も活用した新商品開発に取り組む必要がある。一方、大井谷地区の棚田では集落ぐるみで棚田オーナー制

度などの都市交流に取り組んでおり、今後の条件不利地域農業の対策として有効な手段ではある。しかし後継者の不足や高齢化などの問題を抱えているため、今後も条件不利地域農業のモデル地区として位置付け、行政的にも支援を行う必要がある。このような、現存する魅力ある農業や農作物の有効活用、振興を図ることで、付加価値を生み出していくことが求められる。

イ) 林業

本町の森林面積は、2010年農林業センサスによると30,857haと町総面積の約92%を占めている。私有林面積は23,923haで、その内人工林は7,883ha、天然林は15,716ha、無立木地、竹林が323haであり人工林率は32%となっている。

本町の人工林は、木材生産可能な9齢級以上の割合が約70%を占めており、今までの保育（切捨て間伐等）の時代から、利用（主伐、利用間伐等）の時代へと変革期を迎えている。しかしながら、木材価格の下落、林業所得の減少、森林所有者の経営意欲の低下により、保育や間伐等の施業が行われず放置された森林が多くなっており、町の自然景観の保持はもとより、治山・治水の面からも機能が十分果たせなくなるなどの問題が生じる恐れがある。

今後、林業事業体、自伐林家等の林業従事者の育成・養成や、森林作業道・林業専用道等の基盤整備、林地の集約化による低コスト林業を推進し、森林の適正管理と林業所得の向上を図る必要がある。

また、地球温暖化が問題になる中、森林資源は木質バイオマス等新たな活用が全国的に実施されており、本町においても温浴施設に木質チップボイラーが導入されている。このような設備をさらに普及させ、化石燃料からの脱却と地域の木質資源の活用を進めていく必要がある。

近年、鳥獣被害が大きく農林業振興の弊害となっており、サル、イノシシ、ニホンジカ、その他鳥類の生息数は増加の一途となっている。また、本来は生息していないとされていた「特定外来生物」アライグマ、ヌートリアの生息が確認され、その対策は急務である。

鳥獣捕獲従事者の高齢化により捕獲従事者が減少することが懸念され、従事者の確保と人材の育成が重要な課題となっている。同様の問題を抱える近隣の市町と連携を深め、組織や活動の仕組みを現状と照らし合わせ、鳥獣の適正管理を推進し、農林業の振興に積極的に取り組む必要がある。

ウ) 工業

本町は県内中山間地にある同一規模の自治体に比べ、製品出荷額、工業従事者数ともに多い。本町の工業は昭和45年(株)丸井産業六日市工場（現丸井仮設工業(株)六日市工場）、昭和48年ヨシワ工業(株)六日市工場、昭和60年ヨシワ工業(株)初見工場、昭和61年(株)中国住建、昭和62年広合化学(株)六日市工場（現みひろ化成(株)）、平成4年(株)六日市アパレルセンター（現(株)MAC）が操業開始し、着実な伸びを見せていたが、バブル崩壊後の長引く経済不況で成長が減退している中、懸命の企業努力が続いている。近年、製品出荷額は12,000百万円前後で推移している。従事者数は5百数十人で増減している。

優良な企業の誘致は、地域経済の発展と新規学卒者やUターン者の受け皿となる雇用の場の確保に極めて有効である。本町の工業立地条件は、中国自動車道六日市インターチェンジを有し、また豊富な水量を保有していることから、交通条件、用水、用地ともに優良であり、地域の特性、優位性、地域資源に着目する中で、環境負荷が少なく若者にとって魅力がある企業の立地促進に努めるとともに、町内企業の支援体制に取り組む必要がある。

・製品出荷額推移

	H5年	H10年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
製品出荷額（百万円）	14,891	12,102	11,693	11,044	11,607	13,588	14,394	17,020
従事者数	965	790	571	520	541	530	569	538

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年
製品出荷額（百万円）	11,433	12,954	12,282	11,291	11,518
従事者数	481	515	535	515	526

・製品出荷額及び従事者の推移（平成22年度／平成25年度）

	吉賀町	津和野町	飯南町	邑南町	美郷町
住民基本台帳人口	7,063/6,668人	8,962/8,197人	5,730/5,381人	12,449/11,637人	5,725/5,301人
製品出荷額(百万円)	17,020/11,518	6,008/1,666	7,214/6,588	10,424/7,901	1,673/1,327
従事者数	538/526人	343/222人	284/236人	417/326人	161/117人

（出典 住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数調査 / 平成22年度住民基本台帳人口は、平成21年3月31日のもの。平成25年度は、平成26年1月1日のもの。工業統計調査結果報告）

エ) 商業

本町の商業地区は、国道187号線に沿った形で六日市地区、七日市地区、柿木地区に集中している。商圈の拡大や人口減少が進み商店街で人の流れが減少してきた中、古くから地域に根ざして小規模経営を営んできた商店は極めて厳しい経営を迫られており、後継者不足等の要因も重なり地域商業の維持が危ぶまれている。一方で、商工会を中心に地域経済の活性化に向けて様々な取り組みがなされているところであるが、各種団体等との連携を密にし、地域産業の底上げを図る必要がある。

今後は、農商工連携による地域資源を生かした新たな商品の開発や既存商品の改良に取り組むとともに、それらの販路を町内外に拡大し、安定した流通・販売の体制を構築する必要がある。また、地元での消費拡大や宅配サービスの実施などの各種アイデアを活用した取り組みが急がれる。

オ) 観光

観光における全国的な流れとして、都市の旅行会社が都市住民向けに販売する団体旅行のような発地型観光は減少しつつある。一方、地域の文化や伝統、自然体験などの特定の目的を持ってその地域に滞在する、個人や小規模人数の旅行である着地型観光は増加傾向にある。本町は史跡、文化遺産に乏しく、発地型観光を主とした開発は望めないのが現状であるが、着地型観光資源については、西中国山地の自然景観と農山村を抱えており、全国的な流れを捉えることのできる地域といえる。こうした中であって、本町にはカタクリの自生地、南限として有名な「カタクリの里」や、町木であるコウヤマキの本州における西端の群生地、水質日本一にも輝いた高津川の水源地、日本の棚田百選に認定された「大井谷の棚田」、長瀬峡、安蔵寺山などの自然景観資源を有する。また、古くから湯治で利用されている柿木温泉や、日本では数少ない間欠泉のある木部谷温泉があり、湯治の名泉としてリピーターが多い。むいかいち温泉ゆ・ら・らは、観光の核として年間10万人の入館者を数え、産直物産館やくろも隣地にオープンした。こういった施設が、観光情報の発信や物産販売の拠点となっている。

そして本町には4つのキャンプ場があり豊かな自然と清流が人気を呼び、ゴールデンウィークから夏休みまでの間は、親子連れや各種グループでの利用で賑わっている。多くの利用者でにぎわう観光施設であり、計画的な改修や更新が必要である。

本町では、今後も発地型観光の観光客誘致は期待できないため、本町の豊かな森林や、高津川源流域の自然、棚田をはじめとした農山村の原風景などの都市では味わえない癒しの空間と、本町の文化・歴史・暮らし・伝統料理、あるいは様々な知恵や技をもつ人物などを活かしたソフトの充実を図るなど、吉賀町の総力を挙げた着地型観光の充実が必要である。今後はそうした着地型観光の展開により、集落や地域でのコミュニティビジネスにつなげる必要がある。

カ) 起業の促進

本町は豊かな自然環境や棚田などの農山村の原風景を有している。また農産物や林産物を中心にさまざまな一次産物を生産しており、都市部でも高い評価を得ている産品も多い。また地域に根付く伝統・文化など、工夫によっては起業化への基礎資源となるものも数多く存在している。したがって、本町の自然的条件や歴史的条件を活かした地域資源活用型のビジネスの起業化と、その担い手の育成支援を図る必要がある。また、過疎化と少子高齢化の進展により地域課題の顕在化と深化が懸念されることから、今後は、地域課題の解決と地域雇用の拡大をめざし、企業や地域の各種団体等とも連携しながら、コミュニティビジネスの創業支援を図る必要がある。

(2) その対策

- ア) 第一次産業を本町経済発展の基盤として、有機農業をはじめとした環境負荷の軽減に配慮した産業振興に取り組む。
- イ) 米産地としてのブランド力を向上させるとともに、生産から流通までのシステムを構築することにより有利販売へと繋げ、農家経済の安定を図る。
- ウ) 新規作目の生産振興、既存作目の活性化や生産振興を進め、産地化やブランド化と共に6次産業化等による付加価値の創造に取り組む。
- エ) 生産物を地域内の学校給食や家庭等で消費、また加工原料としての活用につなげ、食育推進を踏まえた地産地消に取り組む。
- オ) 農業振興施策との整合を図りながら、集落営農を推進すると共に、計画的な土地利用の推進と農作業の受委託、生産法人化等を推進する。
- カ) 農業後継者の確保や耕作放棄地解消に向けて、新規就農や定年帰農、UIターン者の就農を強力に推進するため、技術取得の研修支援や生活支援を含めた就農支援制度の強化や住環境整備に取り組む。
- キ) 生産基盤の整備を推進するため圃場整備や農業用施設、基幹となる農林道や作業道開設・改良に取り組む。
- ク) 椎茸をはじめとする特用林産物の生産拡大に向け、設備整備の支援や担い手育成に取り組む。
- ケ) 森林の適正管理と林業所得の向上を図るため、林業事業体、自伐林家等の林業従事者の育成・養成に取り組む。
- コ) 主伐、利用間伐の推進も含めた木材の有効な活用を図るため、搬出・加工・販売の一体的な地域内循環を推進する。
- サ) 木質バイオマスエネルギーの活用や森林資源を活かした起業に取り組み、雇用の創出による定住

を促進する。

シ) 主伐後の再造林等による森林の適正管理を推進する。

ス) 農林業の振興の妨げとなる鳥獣を捕獲し、適正な頭数管理に取り組むとともに、農林業従事者自ら電気柵など自己防衛策を講じるよう農作物等の被害防止技術の指導、助言を行う。

セ) 魅力ある商店街づくりに取り組むとともに、空き店舗活用など商業活動の活性化を支援する。

ソ) 高速交通網を活用した産業のネットワークづくりと流通販売サービス体制の充実に取り組む。

タ) 地場産業の振興、既存企業の育成を図るとともに、環境負荷が少なく若者にとって魅力がある企業の立地促進に取り組む。

チ) 既存の観光・交流・販売施設の計画的な改修や更新を行いながら更なる活用を図り、自然景観や農山村の文化・伝統などの地域資源を活用した着地型観光を推進する。

ツ) さまざまな人や機会あるいは場所を活用し、企業や各種団体と連携して、吉賀町の認知度を高める。

テ) 地域産業の担い手育成に取り組み、地域資源を活かした起業の育成・支援や起業化を推進する。

ト) 地域課題の解決と地域雇用の拡大をめざし、企業や地域の各種団体等とも連携しながら、コミュニティビジネスの創業支援を図る。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	中山間地域総合整備事業負担金 農業用水施設 (1,195m)	島根県	
		農業競争力強化基盤整備事業	島根県	
		農地環境整備事業	島根県	
	林業	きのこ生産拡大事業	町、生産者、 生産者団体等	
(5) 企業誘致				
		雇用促進賃貸住宅整備補助事業	事業者	
(8) 観光又はレクリエーション				
		彫刻の道整備事業	町	
(9) 過疎地域自立促進特別事業				
		有機農業振興事業	町、推進協議会、農業公社、農業再生協議会、農業	

		<p>農業公社補助事業</p> <p>新規就農支援事業</p> <p>農地利用集積特別対策事業</p> <p>新農林水産振興がんばる地域応援総合事業</p> <p>地域ブランド化推進事業</p> <p>米のブランド化事業</p> <p>有機茶ブランド化事業</p> <p>薬用作物等生産振興事業</p> <p>地産地消推進事業</p> <p>きのこ生産拡大事業</p> <p>森林整備地域活動支援事業</p> <p>高津川流域材利用促進事業</p> <p>木の駅プロジェクト事業</p> <p>林業従事者育成事業</p> <p>山の魅力発見交流事業</p> <p>鳥獣被害対策事業</p> <p>中小企業育成資金利子補給事業</p> <p>住宅改修促進事業</p> <p>創業チャレンジ支援事業</p> <p>地域経済活性化事業</p> <p>地域産業人材育成事業</p> <p>新規雇用者促進事業</p> <p>企業立地促進事業</p> <p>観光素材活用対策事業</p> <p>彫刻の道活用促進事業</p> <p>東京スカイツリー活用事業</p>	<p>者、農業者団体</p> <p>農業公社</p> <p>町、新規就農者</p> <p>農業者</p> <p>農林漁業者、農林漁業団体等</p> <p>町、推進協議会、事業者</p> <p>町、農業公社、生産者、生産者団体等</p> <p>町、生産者、生産者団体等</p> <p>町、生産者、生産者団体等</p> <p>町、農業公社</p> <p>町、生産者、生産者団体等</p> <p>林業事業者等事業実施者</p> <p>町、実行委員会等</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町、猟友会、農業者等</p> <p>中小企業者等事業実施者</p> <p>町、事業者等</p> <p>商工団体</p> <p>実施協議会</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町、観光協会</p> <p>町</p> <p>町</p>
--	--	---	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画が作成された後整合を計ることとする。

3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア) 国道・県道・町道

本町は古くから山陽と山陰を結ぶ交通の要衝として栄えてきた。鉄道がなく道路交通が唯一の交通手段である。昭和58年に開通した中国自動車道では県内唯一のインターチェンジが設置されたほか、平成5年に開港した萩・石見空港と併せて大都市との時間的距離が大幅に短縮され県内では比較的恵まれた地域である。

国道については国道187号があり、その国道を基幹として主要地方道4路線、一般県道3路線が分岐、町道へ連結している。国道187号線は2車線に改良済みであるが、近年交通量の増大により一部の地域で未整備となっている歩道の整備が急がれる。

県道については、主要地方道、一般県道とも未改良区間が多く早急な整備が望まれる。

生活道である町道は、年次計画により整備を行ってきたが、総路線数314路線、総延長226.6km(実延長223.0km)において、改良率61.0%、舗装率54.0%となっている。町道は、住民にとって日常生活に最も密着した道路であり、改良や維持補修は急務である。

イ) 林道

本町の林道は、50路線、総延長80.1kmが整備されているが、約92%を占める山林を有効に活用して町民の生活向上に資するためには、林道の新設は不可欠である。山林所有者のためのみの林道開設ではなく、本町の自然環境の美しさや山林のもつ機能の啓発や、山林を活用したバイオマスエネルギーの推進のためにも、林道を整備する必要がある。

ウ) 農道

本町の農道は、従来、幅員2.0m程度の農道及び農道橋によって農作業に支障を及ぼすことはなかったが、今日、通行車両の増加や農業機械の大型化、輸送量の増大等により十分機能せず、農作業の効率化を阻害している地区がある。今後とも農道を計画的に改良する必要がある。

エ) 交通

バス路線以外に公共交通機関を持たない本町にとって、バス交通は交通用具を持たない人達の移動手段として欠かすことができない。特に町内医療機関への通院や買い物での利用が多い。

現在、本町では石見交通の広益線6便、津和野町との協定による広域線3便、岩国市との協定による7便に併せ、町内7路線の域内交通がある。しかしながら年々利用客が減少しており、維持が厳しくなっている状況である。本町では、経費節減と利用者の利便性の向上をめざし、平成18年よりデマンド生活路線バスを導入しているが、今後とも利便性の向上のため、改良を図る必要がある。

オ) 情報化

本町の情報提供手段としては防災無線がある。そして平成22年度にFTTH方式によりケーブルテレビ網を整備し、平成23年度よりサービス提供を開始した。この2つの手段により、町内のほぼ全世帯へ情報提供が可能となった。必要な情報を提供するために防災無線およびケーブルテレビ施設の適切な管理、運営を行う必要がある。また、ケーブルテレビ網を活用したブロードバンド環境の整備や携帯電話の不感地域対策をし、情報・通信体系の整備に取り組む。

過疎地域であり、かつ高齢者世帯が多く存在する本町では、高齢者の見守り・安否確認システムの早期構築が必要である。町民の健康、福祉施策の推進にとって、情報の果たす役割は大きく、町内だけのネットワークから町や県を越えた広域ネットワークによる医療等の情報連携が必要不可欠となっている。

また今後、若者の定住のためにも産業の振興を図ることが求められているが、市場調査、顧客管理及び原材料や製品の需要調査を迅速に行い、ヒト、モノ、情報の交流を通じて経済の活性化を図るためには、整備したネットワークを活用する必要がある。

カ) 地域間交流

本町は地理的に山陰・山陽の各都市圏から2時間以内の移動距離にあることから多くの町外者がきん祭みん祭農業文化祭等のイベントや温泉めぐりなどで来訪する。一方、その多くは一過性の交流となりやすい。町内には、継続的な交流となっている有機農業を中心とした消費者と生産者の交流や大井谷地区で平成12年より取り組まれている棚田オーナー制度といった交流がある。こういった継続的な交流は、農家民泊やふるさと案内人などといった町民自らが交流する実践者が必要であり、実践者の増加やレベルアップ等を推進する必要がある。また、豊かな自然を活用した教育ツーリズムなどを実践していく必要がある。

キ) 広域連携による地域間交流と地域振興

本町が属する益田圏域は、世界文化遺産に認定された石見銀山を有する大田圏域、海から里山に観光資源を有し高速道路が貫く浜田圏域などと比べ、県外からの認知度は低いと言わざるを得ない。このため交流人口数や圏域内のさまざまな地域資源・地域産物の評価にも影響を生じている。したがって、今後とも各市町の自主性を尊重しながら、緊密な連携を図り、益田圏域を貫く清流高津川と流域が誇る自然と産物を県外へ発信する柱として、さらなる活用が求められている。

また、本町は益田圏域各市町と隣の山口県岩国市とともに「ピュアライン岩国・益田観光連絡協議会」により広域観光の取り組みを行っている。さらに、岩国市を流れる錦川の最大支流である宇佐川の周辺には、高津川との河川争奪跡があり、地質学的にたいへん稀少なことからジオパーク推進の動きもある。この動きを見ながら協議会と歩調を合わせる必要がある。

(2) その対策

- ア) 生活道としての町道の改良や舗装、町道橋等の改修を推進する。
- イ) 国道の交通安全施設整備と県道の未改良区間の改良や舗装などの整備を要望する。
- ウ) 林道、農道、作業道の整備を促進する。
- エ) デマンドバスなどの利便性が高くより効率的な公共交通体制を確立する。
- オ) F T T H方式により整備したケーブルテレビ網を活用し、行政・農業・医療・福祉・防災等総合的な情報伝達システムの構築に取り組みとともに安定した情報伝達のため更新等を行う。
- カ) 携帯電話の未整備地区を解消する。
- キ) 田舎ツーリズム実践者の増加とレベルアップを図る。
- ク) 教育ツーリズムの推進に向けて取り組む。
- ケ) 高津川流域の住民やN P O・ボランティア団体、企業、圏域市町と連携し、流域の環境保全、文化・観光・産業振興を推進し、流域の活性化を図る。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	元町丸町線 改良 L=500m W=6.0m 七日市皆富線 改良 L=500m W=5.0m 朝倉真田線 改良 L=1,700m W=7.0m 木部谷線 改良 L=140m W=5.0m 真田塔ノ峠線 改良 L=740m W=5.0m 河内口仲ノ原線 舗装 L=600m W=5.0m 栃木線 改良 L=700m W=4.0m 田丸宮前線 改良 L=250m W=3.5m 藤根本蔵木線 改良 L=170m W=4.0m 入江線 改良 L=350m W=5.0m	町 町	
	橋梁	高速道跨線 L=70.0m W=4.0m 相生橋 下部補修・塗装 L=82.0m W=4.5m 相生橋歩道橋 L=82.0m W=2.5m 六日市橋維持補修 L=22.7m W=6.0m 大和田橋維持補修 L=53.4m W=5.06m 柿木温泉橋維持補修 L=17.4m W=6.0m 藤十橋維持補修 L=20.0m W=4.3m 西組2号橋維持補修	町 町	島根県

	L=7.6m W=4.0m		
	台橋維持補修		町
	L=25.0m W=0.8m		
	七村橋維持補修		町
	L=56.0m W=2.9m		
	抜月橋維持補修		町
	L=68.0m W=3.1m		
	向津橋 下部補修・塗装		町
	L=60.2m W=4.0m		
	亀田橋塗装		町
	L=55.0m W=4.0m		
(2) 農道			
	新抜月橋耐震化対策事業		町
	L=70.0m W=8.8m		
(3) 林道			
	坂本・井手ヶ原線		町
	開設 L=2,500m W=4.0m		
	麦山線		
	改良 L=8,669m W=4.0m		町
	舗装 L=8,669m W=4.0m		
	広域林道開設		島根県
	青野大鹿山線		
	摺屋谷高尻線		
	大規模林道賦課金		
(5) 電気通信施設等情報化のための施設			
その他の情報化のための施設	高速情報通信基盤整備事業		町
(8) 道路整備機械等			
	除雪車更新事業		町
(10) 過疎地域自立促進特別事業			
	生活バス運行事業		事業者
	高津川流域活性化事業負担金		一部事務組合
	高速情報通信基盤整備事業		事業者

		萩・石見空港支援事業	協議会	
--	--	------------	-----	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後、整合を計ることとする。

4. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア) 簡易水道施設

本町の水道施設は簡易水道5地区、小規模用水施設3地区、専用水道施設1地区の整備により普及率は96.16%となった。水道未普及地区である河津・金山谷・捨河内及び明地地区などの水道施設の整備が困難な地区においては、簡易な給水施設の整備を行う者に対して、簡易給水整備事業費補助金を交付し、安全で衛生的な飲料水の確保をめざしている。また、本町の全ての水道は、平成29年度に上水道事業となるために、今後予定している事業は、平成28年度までに完了する必要がある。特に、クリプトスポリジウム（原虫）の汚染対策については、未実施の水道施設があり、ろ過施設及び紫外線滅菌設備の整備が急がれる。また、未整備及び整備中の水道施設については、濁度の管理を徹底し汚染対策に努める。

イ) 汚水処理施設

家庭雑排水等の汚水は最終的処理がなされずに放出され、河川汚濁、環境汚染の一因となっている。本町は、清流高津川の水源の町として最上流にあり、汚水処理対策が重要であることから、早くから整備に取り組んできた。平成9年より六日市地区公共下水道事業に着手し、平成15年より一部供用開始、平成21年度に完了した。平成11年より初見・新田地区集落排水事業に着手し、平成14年より供用開始、平成10年より柿木地区集落排水事業に着手し、平成14年供用開始している。また、七日市地区公共下水道は、平成23年度より事業着手し、平成27年度一部供用開始、平成28年度中の完成を目指している。また、対象外の地域では個人設置型浄化槽を推進し、全町域で汚水処理対策に取り組む必要がある。

ウ) 廃棄物処理

○可燃ごみ処理

本町から排出される可燃ごみの処理は、益田地区広域市町村圏事務組合で行っている。収集運搬業務は民間業者に委託して行っている。

本町の可燃ごみ処理量は増加傾向にあるので、減量化に早急に取り組む必要がある。

・年度別処理量推移

(単位：t)

処理量	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
可燃ごみ	896	1,101	1,148	1,182	1,197

(出展：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査)

○資源ごみ及び粗大ごみ処理

本町から排出される古紙・古布を除く資源ごみ及び粗大ごみ処理は、鹿足郡不燃物処理組合で行っている。現在4種類の袋を指定し、民間業者に委託し分別収集を行っている。また本町から排出される古紙・古布の資源ごみ処理は、民間業者に委託して行っている。

今後も住民と一体となり各ごみの発生抑制、再利用、再資源化を推進し、減量化に努める必要がある。

また不燃物処理施設は、安定的な稼動のために計画的に設備の更新等を行う必要がある。

・年度別収集量実績推移

(単位：t)

処理量	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
資源ごみ	229	226	236	246	225

粗大ごみ	241	274	306	277	289
合計	470	500	542	523	514

(出展：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査)

○し尿処理

本町のし尿処理は、鹿足郡事務組合で行っている。収集運搬業務は民間業者へ委託と、許可業者にて行っている。

し尿処理施設は、安定的な稼動のために計画的に設備の更新等を行う必要がある。

・年度別収集処理実績推移

(単位：k l)

処理量	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
し尿	2,175	2,140	2,149	2,134	2,143
浄化槽汚泥	1,394	1,421	1,434	1,593	1,808
合計	3,569	3,561	3,583	3,727	3,951

(出展：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査)

エ) 消防

常備消防は益田地区広域市町村圏事務組合で実施しており、昭和47年に町内2箇所に消防分遣所が設置され、消防と救護に取り組んでいる。平成3年に柿木地区、平成13年に六日市地区に消防防災センターが整備され、防災の拠点として活用されている。また、平成19年には六日市分遣所に高規格救急車が、平成21年には柿木分遣所に最新鋭のポンプ車が配備され、地域を守る安全の要として24時間体制で待機している。

また、非常備消防である消防団は、地域住民にとって平和で安全な地域社会を維持し、安心して生活をするためにはなくてはならない存在である。平成27年4月現在、吉賀町消防団は8分団で組織され、団員数256人、指揮車2台、消防ポンプ自動車3台、小型動力ポンプ付積載車18台、運搬車2台を有し、町内各分団に配備し有事に備えている。近年、過疎化による人口の減少や高齢化のため、団員確保が困難な状況が見受けられる。今後は、消防団の必要性を地域住民一人ひとりに啓発することで、相互扶助の精神にのっとり一人でも多くの若者に消防団への関心を持ってもらい、入団者の増加を推進するとともに、消防ポンプ自動車・小型動力ポンプ付積載車等の消防施設や消防被服等の整備、福利厚生事業の実施等魅力ある消防団を育てていく必要がある。また、団員の職業も多様化し、昼間の在宅団員が少なくなっているため、地域によっては消防防災力の低下が懸念される。機動力を整備すると共に、女性消防団員の確保や女性(婦人)防火クラブ等を地域に育成して防火意識の高揚を図り、地域ぐるみの消防に努める必要がある。

加えて、地震や台風などの大規模災害時における、行政や消防、消防団等の公助体制の限界が懸念されている。大規模災害時には住民同士の連携による避難行動や避難所運営が重要となる。したがって、地域の防災意識を高め、自治会等における自主防災組織の設立に取り組む必要がある。また、高齢化や核家族化の進行により、災害時の避難や安否確認に支援が必要な要配慮者が増加している。地域住民主体の自主防災活動への取り組みに併せ、要配慮者の支援を促進する必要がある。

オ) 公営住宅

本町には公営住宅、定住促進住宅など243戸ある。これらの公的賃貸住宅に対しては、維持補修を計画的に推進し、長寿命化を図る必要がある。また老朽化が進み、建て替えが必要な住宅も存在するため、計画的に建替えを行う必要がある。今後も、公的賃貸住宅の計画的な整備にあたっては、適切な維

持補修を推進しながら、定住促進に資するよう住民や UI ターン者等のニーズに対応した住宅の整備に取り組む必要がある。

(2) その対策

- ア) 下水道未普及地区の整備方法の検討。
- イ) 下水道事業の啓発と対象外地区での浄化槽設置を推進する。
- ウ) 良好な水環境づくりをめざすため、供用開始済みの区域内における加入の推進に努める。
- エ) 循環型社会の形成に向け、ごみの発生抑制、再利用、再資源化によるごみ減量化に取り組む。
- オ) 地域防災計画の見直しをする。
- カ) 消防団担い手の育成と消防団活動の充実を図る。
- キ) 消防団員の装備の充実を図る。
- ク) 消防車両の更新や器材の充実、防火水槽の新設を促進する。
- ケ) 自主防災組織を支援・育成する。
- コ) 防災士資格取得の支援をする。
- サ) 要配慮者の支援を促進する。
- シ) 老朽化した町営住宅の改築や改修、特定優良賃貸住宅の整備に取り組む。
- ス) 住環境を点検し、施設の改善や維持補修を推進する。
- セ) 定住促進住宅の整備に取り組む。
- ソ) 住民に安定した水道水を供給するために、効率的・合理的な運営、計画的な改修・補修を行う。
- タ) 良好な水環境のために、下水道の効率的・合理的な運営、計画的な改修・補修を行う。
- チ) し尿処理施設の機器装置などの更新等を行い施設の効率化、長寿命化を図る。
- ツ) 不燃物処理施設の機器装置などの更新等を行い施設の効率化、長寿命化を図る。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道統合事業	町	
		簡易水道施設老朽化対策事業	町	
	(2) 下水処理施設 公共下水道 農業集落排水施設 その他	公共下水道施設老朽化対策事業	町	
		農業集落排水施設老朽化対策事業	町	
		小規模排水処理施設 8集落	町	
	(3) 廃棄物処理施設 不燃物処理施設	不燃物処理施設更新等負担金 備品購入・更新 (施設リフト、バックホー、スイーパー) 設備更新 (缶プレス機、プラ減容機)	不燃物処理組合	

	(5) 消防施設	<p>ポンプ車 1台</p> <p>小型動力ポンプ付積載車</p> <p>防火水槽</p> <p>消防車庫</p> <p>防災無線デジタル化</p> <p>広域消防施設設備整備負担金</p> <p>防災センター</p> <p>タンク車・救急車・救助工作車</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>一部事務組合</p>	
	(6) 過疎地域自立促進 特別事業	<p>自主防災組織整備・活動事業</p> <p>防災士資格取得事業</p> <p>浄化槽維持管理助成事業</p> <p>公共下水道施設台帳整備事業</p> <p>上水道基本計画・アセットマネジメ ント策定及び変更認可業務</p> <p>木造住宅耐震化等促進事業</p>	<p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p> <p>町</p>	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後、整合を計ることとする。

5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア) 高齢者福祉

国勢調査の結果では、本町の65歳以上の高齢者の割合は、平成17年度は38.2%（2,812人）から平成22年度は40.0%（2,717人）と高齢化が進行し、ついに人口の4割が高齢者という社会が現実のものとなった。

本町はこのような高齢化の進行に伴い、要介護者の増加などによる介護ニーズが増大し、一方では、核家族化の進行などにより家庭における介護力の低下も懸念される状況になってきたことから、これまで関連する施設整備にも積極的に取り組んできたところである。また、「吉賀町老人福祉計画・介護保険事業計画」を3年ごとに見直し、高齢者の保健及び福祉の向上や介護保険事業の充実に努めている。

今後は、関連する施設整備に継続して取り組むとともに、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと自立した生活を送ることができるよう、老人クラブ等の高齢者の主体的な活動を支援し、社会参加や生きがいづくりのための環境整備に努めるとともに、介護予防事業の推進や生活支援など、高齢者福祉対策の充実に努める必要がある。また、高齢者及び高齢者世帯のさらなる増加が予想される中、できるだけ在宅で高齢者が生活を継続するためには、ボランティアや地域住民の協力など、地域の力が不可欠であり、地域全体、社会全体で高齢者を支える仕組みづくりの構築が急務である。その一方で、高齢者が支える側に立って活動できるよう意識改革を促し、元気な高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりを図るとともに、高齢者が地域社会の担い手として活躍する「新たな共助の仕組みづくり」を進めていく必要がある。

イ) 子育て支援、母子・父子福祉

国勢調査の結果では、本町の平成17年度の15歳未満の年少人口は893人で総人口の12.1%を占めていたが、平成22年度には717人と総人口の10.5%に減少しており、少子化が進行している。また、母子・父子世帯数は、世帯数および世帯員ともに増加傾向にある。

・母子・父子世帯数の推移

	H12 世帯数/世帯員	H17 世帯数/世帯員	H22 世帯数/世帯員
全世帯	2,909 世帯/7,567 人	2,838 世帯/6,967 人	2,797 世帯/6,425
母子世帯	24 世帯/66 人	29 世帯/77 人	29 世帯/78 人
父子世帯	3 世帯/7 人	3 世帯/9 人	6 世帯/17 人

(出典：国勢調査)

このような少子化等に加え、核家族化の進行も勘案すると、家庭における子育て機能が総体的に低下傾向にあると考えられ、親が育児不安や負担感など、様々な悩みを抱えている中、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を、地域社会において充実させることが課題となってきている。今後は、平成21年度に策定した「吉賀町次世代育成支援行動計画」に基づき、家庭での子育てに関する相談・支援・情報提供の充実に努めるとともに、子ども同士、親同士の交流機会の創出や、地域の連携によるボランティアの育成など、子育て環境の整備を図っていく必要がある。また、保育に寄せるニーズも多様化しており、乳児保育や一時保育、障がい児保育、休日保育に取り組むほか、子育て支援センターへ職員を配置して子育て・少子化対策の取り組みを行っている。さらに、小学校低学年を対象とした学童保育も行う子育て支援を図っている。今後、更に少子化が進むことが懸念されており「子どもを安心して生み育てられるまちづくり」を進めていく必要がある。

ウ) 障がい者福祉

障がい者福祉については、障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者自身または家族等が、必要とされるサービスの中から自分で施設やサービス内容を選択できるようになるなど、障がい者を取り巻く環境は大きく変化してきている。また、障がい者の数は年々増加傾向にあり、サービス提供環境が整備されてきたことなどから、サービス利用者も増加している。また、ノーマライゼーション理念の浸透に伴い、障がい者一人ひとりが地域社会を構成する一員として尊重され、各々の自己選択のもと自立した生活を実現できるような地域社会の構築が求められるようになってきた。

本町では、「吉賀町障がい者計画」を策定し、ノーマライゼーション社会の実現をめざした各種福祉施策を推進している。今後も、保健・医療・福祉などの関係機関の連携による福祉サービスの充実を図り、ともに地域で生活していくという意識の醸成や、社会参加の促進に向けた支援に取り組む必要がある。また、障がい者が地域で安全・安心に暮らすことができるよう、公共施設や道路などのユニバーサルデザイン化を推進するとともに、子どもの障がいの早期発見、早期療育や、自立に向けた就労促進のための支援体制を充実していく必要がある。

エ) 地域福祉

少子高齢化や核家族化が進行し、家庭や地域構造が変化してきている中で、地域住民が相互に協力する地域福祉に対するニーズが増加してきている。しかしながら、現実に地域福祉を支えているのは一部の住民に限られている状態にもあることから、各層に及ぶ地域福祉活動の体制を充実することが課題となってきた。

福祉サービスを必要とする人たちが地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会を得ることができるよう、地域ぐるみの福祉体制を構築する必要があり、今後は、住民や自治会、福祉団体などを支援しながら人材の育成と確保に努め、社会福祉協議会の事業活動や民生児童委員をはじめとした関係者の活動により、地域に密着した福祉活動の充実を図る必要がある。

また、福祉全般に関わる課題として成年後見制度の利用促進が挙げられる。この制度は、介護保険制度による介護サービスを補完する目的で施行されたものであるが、介護保険制度ほど利用されていない。しかし、今後は認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、高次脳機能障がい者などの需要はますます増加することが予想され、利用に関わる周知に併せ、受任体制の整備にも積極的に取り組んでいく必要がある。受任体制については、現段階において町内には、社会福祉協議会による法人後見のみであり、増加が予測される需要に対応し得る専門職や市民後見養成講座開催による受任者確保に力を注いでいく必要がある。

さらに行政においては、引き続き福祉関係機関団体との連携を密にするとともに、吉賀町福祉事務所の機能強化を図り、地域に密着した運営を行っていく必要がある。

オ) 健康

ライフスタイルや食生活の変化などにより、肥満・高血圧・心臓病・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病が増加している。生活習慣病は、高齢期において要介護状態や認知症の発症リスクを高めるため、将来的に医療給付や介護給付に要する住民負担の増大に繋がっている。

今後、高齢化がますます進む中、住民が健康で自分らしい生活を維持していくためには、一人ひとり

が健康に関心を持ち、生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組んでいくことが必要であり、そのためには、特定健診やがん検診などを含めた、それぞれのライフステージに応じた健診体制の構築や健診後の保健指導を充実させなければならない。

母子保健については、社会的な環境の変化等により晩婚化が進む一方、若年出産など、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化している。また、少子化や核家族化の進行により孤立した家庭における子育ては、育児不安や子どもへの虐待、子どもの心の病気などの問題を深刻化させていることから、関係機関が連携しながら、妊娠期からの継続した支援体制を充実させる必要がある。さらに、既存感染症や新たな感染症の出現が見られることから、迅速で的確な対策を行うとともに、発生を未然に防止するため、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行うなど、効果的な予防接種事業を推進する必要がある。以上の対策については、「いきいき21吉賀町健康づくり計画」に基づいて対処していくこととする。

(2) その対策

- ア) 高齢者自らが学習・文化・スポーツ活動や地域活動、就業などを通じ、地域社会へ積極的に参加できる環境づくりを推進する。
- イ) 高齢者福祉に関連する施設整備に継続して取り組む。
- ウ) 高齢者が健康で介護を必要とせず、住み慣れた地域や家庭で自立して安心した生活を送ることができるよう、小地域ネットワーク事業や食の自立支援事業などの各種高齢者福祉事業の充実を図る。
- エ) ホームヘルパーを積極的に養成し、在宅福祉対策を図る。
- オ) 地域包括支援センターを中心に、介護サービス事業者、医療機関などの関係機関が連携し、相談・支援体制の充実を図る。
- カ) シルバー人材センターを設置し、高齢者の生きがい対策と社会参加の促進を図る。
- キ) 子育てに関する相談・支援・情報提供の充実を図る。
- ク) 子及び親同士の交流機会の創出、地域の連携によるボランティア育成などによる子育て環境の整備を図る。
- ケ) 乳児保育、一時保育、障がい児保育、休日保育のほか子育て支援センターでの子育て・少子化対策の取り組みを強化する。
- コ) 小学校を対象とした学童保育の拡充を図る。
- サ) 児童が安全・安心に過ごすことのできる居場所の充実や子どもへの虐待の予防、早期発見、相談などを行い、児童の育成環境の充実を図る。
- シ) ひとり親家庭が安定した生活を送ることができるよう、関係機関と連携して相談や自立支援に努め、不安の解消と家庭生活の安定・向上を図る。
- ス) 法人保育所の施設整備を支援する。
- セ) 障がい者福祉サービスの充実を図り、障がい者の自立を支援する。
- ソ) 道路や住宅、公共交通機関のユニバーサルデザインによる環境整備や雇用と就労機会の拡大を推進し、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。
- タ) 障がい者への福祉制度やサービスの周知を行うとともに、相談支援体制の充実を図る。
- チ) 医療・福祉・教育などの関係機関の連携により、障がいを早期発見、早期療育体制を築き、障がいの軽減や社会適応能力の向上を図る。
- ツ) 地域福祉活動を行う地域住民や自治会、福祉団体などを支援するとともに、社会福祉協議会等の事業活動を充実させ、地域福祉力の向上を図る。

- テ) 福祉教育の推進や地域活動団体間のネットワークづくりなどを行い、福祉活動へ積極的に参加する人材の育成と確保に努める。
- ト) 成年後見制度の周知徹底と利用促進を図るとともに、受任者確保対策を講じる。
- ナ) 町福祉事務所の機能強化を図る。
- ニ) 健康に関する情報提供や学習機会の拡充を図るとともに、健康づくりを推進する各種団体等との連携を強化しながら健康づくりの活動を推進する。
- ヌ) 妊娠・出産・育児期を通して継続した支援を行い、次代を担う子どもたちの生涯を通じた健康づくりのための生活習慣の基礎を築く。
- ネ) 各年齢期に応じた健診体制と健診結果に基づいた保健指導に努め、生活習慣病の発症及び重症化予防を図る。
- ノ) 定期的、計画的な予防接種事業を行い、既存または新たな感染症の未然防止に努める。
- ハ) 買い物不便対策として、配送等のシステム構築に向けた支援に取り組む。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4. 高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び増 進	(1) 高齢者福祉施設 老人ホーム	養護老人ホーム銀杏寮改修事業	鹿足郡養護老人ホーム組合	
	(5) 障害者福祉施設	地域活動支援センター	町	
	(8) 過疎地域自立促進 特別事業	小地域ネットワーク事業	町	
		食の自立支援事業	町	
		子育て支援充実事業 (保育)	町	
		特別保育事業	認可保育所	
		放課後児童対策事業	町	
		地域子育て支援拠点事業	町	
		腎臓機能障がい者通院費助成事業	町	
		精神障がい者通院費等助成事業 (成年後見制度対策 (受任者養成))	町	
	在宅福祉対策 (ホームヘルパー養成)	社会福祉協議会		
	シルバー人材センター事業	社会福祉協議会		

		買い物不便対策事業	町、社協、商 工会、事業者 等	
--	--	-----------	-----------------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後、整合を計ることとする。

6. 医療の確保

(1) 現況と問題点

近年の少子高齢化および医学・医療技術の進歩を背景に、医療に対する町民のニーズは高度化・多様化している。地域医療は診断・治療のみならず、健康増進・疾病予防からリハビリテーション、終末期医療に至るまで幅広いサービスが求められている。一方、国においては医療費の節減・医療資源の効率的な運用という側面から医療制度の改革が進められている。

本町の医療機関は病院1施設、一般診療所3施設、歯科診療所2施設となっている。診療所は、普段から何でも診てくれ相談にも乗ってくれる身近な医療機関として重要な役割を果たしており、地域住民の健康を支える大切な医療機能である。

町内唯一の病院施設である六日市病院は平成21年1月に島根県から社会医療法人の認定を受け、公益性の高い医療を担う法人となり、平成27年度現在、診療科目11科、医師9名、病床110床の入院機能を備えている。町内には眼科・整形外科・小児科など特定の科目の専門医が不在であり、六日市病院の非常勤医師への依存は高いといえる。六日市病院は、国の医療制度改革により医療療養病床および介護療養病床の削減に取り組んだことから入院が必要な人の行き場がなくならないよう対策を講じる必要がある。今後、吉賀町および益田圏域内の人口減少により受診者数の減少が予測されるが、六日市病院は規模・機能面から地域に見合った病院形態を検討する必要がある。また、六日市病院は、鹿足郡内で唯一、県の救急医療告示病院として指定されており、益田圏域の二次救急医療を担っている。しかし、医師不足の中、救急医療に対応する医師の配置は最低限を確保するに留まり、六日市病院で対応できない疾患に対しては他の医療機関への転送を行なっている。医師・看護師等の医療従事者の確保は、緊急に対応する必要がある。

時間外診療についても六日市病院への依存が高く、件数も年々増加している。初期治療の段階から過度に集中することがないように、休日診療の在宅当番医制を継続し、住民への情報提供・相談体制を強化する必要がある。益田二次医療圏域内で常勤医師が減少する中、医療従事者への負担を軽減するため医療機能を分化し、地域で対応できない高度医療については圏域を超え、高次医療施設等と連携をとり医療体制を強化する必要がある。

今後、住民が病態に応じて適切な医療が受けられるよう、医療機関の充実と各医療機関の機能に応じた役割分担および相互の連携システムを確立した地域医療体制の確保、さらに保健・医療・福祉との連携も強化した医療環境の整備を推進する必要がある。

(2) その対策

ア) 医療施設、設備の充実を促進する。

イ) かかりつけ医や在宅医療の活用について啓発を行なう。

ウ) 医師不足および診療不在科目に対しては国・県・医師会等の関係機関に対して、医療機能の充実を図るよう取り組みを強化する。

エ) 保健・福祉・医療の各部門が連携し、治療からケア・介護までを視野に入れた包括的な地域ケア体制の充実により、総合的なサービス提供ができる体制を構築する。

オ) 急病者の医療を確保するため、在宅当番医制や重症救急患者の医療を確保する第二次・第三次救急医療体制の整備に取り組む。

カ) 救急現場への到着・医療機関への搬送時間の短縮や、医療機関と消防機関による救急医療機能の充実に努める。

キ) 通院が困難な地域の解消に向けて、訪問介護事業所・社会福祉協議会・地域住民との連携により医療機関への通院支援に取り組む。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進 特別事業	第二次救急医療負担金 在宅当番医制度運営負担金 妊婦検診事業費助成事業 子ども等医療費助成事業 地域医療確保対策事業 医療従事者等確保対策事業 妊産婦通院補助事業	2市2町 2町 町 町 社会医療法人 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後、整合を計ることとする。

7. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア) 学校教育

4年連続水質日本一に輝いた清流高津川や大井谷の棚田に象徴される日本人の心の原風景と、四季折々に彩りを織り成す自然美に包まれて過ごす日々の暮らしの中には、感性を磨き、豊かな創造力を育む無言の教育力がある。

本町は地域特性を活かした学社融合の教育を推進し、一人ひとりの個性を尊重、その能力・適性や自主性を伸ばし、「生きる力」を育む教育を推進している。総合学習では地域講師による地元学を実践し、フィールドワークを中心とした環境学習をはじめとする、郷土への愛着心と誇りの持てる心を養う「ふるさと教育」に取り組んでいる。

近年、少子化による児童・生徒数の著しい減少が深刻化している。将来を担う子どもたちは地域にとってかけがえのない宝であり、まちの財産である。大胆な定住対策と、子育て支援の環境整備が喫緊の課題となっている。ふるさとの素晴らしさを体感し、自然や歴史、産業・文化に学び深く知ること、地域への愛着心を養うことが重要となる。地域力を活かしながら郷土への誇りやふるさとを愛する心を醸成する「ふるさと教育」を推進する必要がある。

一方、情報化社会に対応するため、小・中学校でのパソコン学習の充実に向けた取り組みに併せ、メディアリテラシー教育に取り組む必要がある。

学校は長い歴史の中で、地域と深い関わりを持ち、固有の地域づくりや文化、あるいは防災の拠点としての機能も併せ持っている。このような役割を考慮し、本町における学校の将来像を見据え、地域関係者・保護者等の意見を尊重しながら、学校・地域・行政が連携し、共通理解を図りながら一体感を持った環境整備を進めていく必要がある。

イ) 社会教育

自ら地域の課題を解決していこうとする「人づくり」、心豊かな社会づくりをめざし、活力ある学習・実践できる「集団づくり」、郷土を愛し、地域連帯感あふれる「組織づくり」を目標にして様々な取り組みを行ってきた。社会教育の目的は「人づくり」と「地域づくり」にある。

地域における多様な経験を通して、子ども達の社会性や本町に思いをよせることのできる人間性豊かな子どもの育成に努める一方で、ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等、子ども・若者の抱える問題が深刻化している。困難を有する子ども・若者が、社会生活を円滑に営むことができるよう支援に努める必要がある。また、様々な社会環境の中で、子育てに孤独感やストレスを感じる親も少なくない中で、生活習慣、ふるまい、食育など家庭が果たすべき役割や社会的責任は大きくなっており、子育てに積極的に取り組める家庭教育への支援を行う必要がある。

長い人生の第2ステージとも言える退職後の有意義な過ごし方、高齢化社会の中にあっけいかにして健やかで充実した毎日を過ごし、自らの生き甲斐を見出すことが可能かといった課題は多い。地域固有の特性や人的資源を活かした多用な活動を推進し、世代間交流を通じ、地域に根ざした事業を積極的に展開し、高齢者の知恵と長年培ってきた貴重な経験や技術を伝え、地域ボランティアの活動を通じたリーダーとしての活躍が期待されている。今後はさらに学校支援地域本部事業の活用等により、地域人材の発掘・供給の流れの定着を図る必要がある。

また、「学校・家庭・地域の連携強化」、「公民館活動の充実」、「学習情報の提供」を3つの柱に、社会教育のさらなる発展と充実を図ることで、生涯学習社会の実現をめざす。併せて町立図書館の充実に加

え、読書活動の推進及び学校図書館の効果的な活用・運営・機能の充実を図るとともに、子どもから大人まで読書活動を推進し、豊かな人間性や情報活用能力を育む必要がある。

町民体育館をはじめとした社会体育施設は幅広い世代に利活用されている。学校教育施設も教育に支障がない限り町民に開放し、各種スポーツ団体等の活動の場として提供している。このような取り組みを通じ、子どもたちのスポーツ活動の充実を促し、社会体育の活性化を図る必要がある。

(2) その対策

- ア) 学校教育の中に地域の教育力を取り組む学社融合の教育活動を推進する。
- イ) 地域特性を活かした中高一貫教育を強力に推進する。
- ウ) 小・中連携事業、小学校交流学习を推進する。
- エ) 「生きる力」を育み自ら学び・考え・行動する児童・生徒を育成する。
- オ) ふるさと教育を推進する。
- カ) よりよい教育環境の整備・充実に取り組む。
- キ) 教育ツーリズムの推進に向けて取り組む。
- ク) 社会教育推進のための基盤の整備・充実と社会教育団体の活性化を図る。
- ケ) 学社融合の教育活動推進や社会教育推進のため、地域の人材育成に取り組む。
- コ) 高齢者の人材活用と地域参画に努め、世代間交流を促進する。
- サ) 地域づくりの拠点としての公民館活動の充実に努める。
- シ) 社会教育・社会体育施設の整備充実を図り、生涯スポーツ活動を推進する。

(3) 事業計画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設	校舎	小学校整備事業 中学校整備事業	町 町	
		屋内運動場	プール整備事業	町	
			屋内運動場整備事業	町	
		スクールバス	スクールバス更新	町	
			バス停移転事業	町	
		給食施設	学校給食調理場整備事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等	公民館	公民館・コミュニティー施設整備事業	町	
		集会施設	地区集会所等整備・改築事業	町	
		体育施設	体育施設改修機能強化事業	町	

	(4) 過疎地域自立促進 特別事業	サクラマスプロジェクト 子育て支援充実事業(給食) 吉賀高校魅力化支援事業 学習支援「よしか塾」事業 地域教育力向上事業 彫刻の道活用促進事業 スポーツ交流事業(ふるさと野球)	町 町 町 町 町 町 町	
--	----------------------	--	---------------------------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後、整合を計ることとする。

8. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

本町には各地域にさまざまな文化財があり、国の重要文化財として指定を受けた「旧道面家住宅」をはじめ、500年の歴史を誇り県無形文化財として指定を受けた「萬歳楽」など県指定文化財が3件、町指定文化財が35件と多くの有形無形の文化財が残っている。また、「抜月神楽」を始め、3つの社中があり各地で石見神楽の上演をしている。しかし、神楽等の団体においては、高齢化の影響も出ており、後継者の確保に向けた取り組みが必要となっている。

一方、美しい農村の原風景で日本の棚田百選に認定された「大井谷の棚田」の保全活動の取り組みは、地域と都会との活発な交流に発展しており、史跡をはじめあらゆる地域資源が交流人口の増加や観光振興、地域づくりと密接に結びつく可能性を示しており、保存や利活用を推進していく必要がある。さらに、文化の伝承、保存に努めるとともに、農山村の生活民具など生活文化を中心とした民俗資料の収集や整理を行うことによって、本町が辿ってきた歴史を後世に引き継ぐ必要がある。

また、町内の各種文化サークルが積極的に活動し、各地区で行われるイベントや行事を盛り上げている。そして、各種団体の協力等により多くの文化人やアーティスト、劇団、管弦楽団などの上演や演奏が行われている。しかしながら、本町の既存施設は、舞台設備や音響、照明等の機能が不十分な状態であり、設備の充実や島根芸術文化センター「グラントワ」との連携により芸術・文化振興を図る必要がある。

むいかいち温泉ゆららに隣接するモニュメント公園を澄川喜一記念公園彫刻の道として再整備し、芸術に触れることができる機会を増やした。今後は整備をすすめるとともに芸術を支援する先進地域や作家等の協力を得ながら文化振興を行う必要がある。

(2) その対策

ア) 地域文化の振興や文化財の保存を図るとともに、交流人口の増加や観光振興、地域づくりなどと結びつけた施策を推進する。

イ) 神楽等の無形民俗文化財を保存・継承するため、公演活動や後継者の育成を支援する。

ウ) 文化財専門職員の育成を含め、有形文化財や民俗文化財、史跡・天然記念物などの保護に取り組む。

エ) 町民の各種文化芸術活動を支援する。

オ) 文化芸術団体等との連携による文化振興事業を推進する。

カ) グラントワ利用促進協議会と連携を密にし、芸術・文化振興を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後、整合を計ることとする。

9. 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア) 集落の整備

本町には大小合わせて236の集落があり、高津川本流沿いとその支流沿いに集落を形成している。本流沿いの六日市地区、七日市地区、柿木地区は比較的生活条件に恵まれており人口が集中しているが、その他の支流沿いの集落は、道路網の整備により利便性は向上したものの、その他の生活条件は不利と言わざるを得ない。反面こうした地域は、豊かな自然の中に整備したキャンプ場や山林の中を抜ける林道などが癒しの空間を作り出し、都会から訪れる人も多く、集落の活性化に一役買っている。

近年、少子高齢化が進み、共同作業や相互扶助等の活動に支障をきたす集落も出てきた。今後、さらに少子高齢化が進んだ場合、集落再編も視野に入れて検討しなければならない。長年集落によって培われた様々な活動は、今後の集落維持に欠かせないことが多く、集落の特性や歴史的経過を踏まえた集落の整備を行う必要がある。

イ) 集落等の自立促進

過疎化、少子高齢化の進行、住民の価値観やニーズの多様化、地域に密着した生活様式の希薄化、人口流出による担い手の減少等、様々な要因により集落機能や地域の自治活動が縮小・弱体化している。このことは、地域力の減退、やがてはまちの衰退へつながる可能性がある。しかし、人々は集落を基盤として暮らしており、その人々が生きいきと暮らせる集落づくりをめざして、それぞれの集落が今日まで自主的に構築してきた活動や制度を大切にしながら、更なる集落振興に取り組む必要がある。そして、将来を見据えた住民の叡知を結集した地域づくりの中で、人と人とが交流し、支えあい、共生できる集落づくりを進める。一方、地方分権の進展に伴い、地域の実情に沿った地域づくりを住民主体・住民主導で進めるといふ住民自治のより一層の拡充が求められており、住民・行政ともに地域コミュニティの強化・振興に取り組む必要がある。こうした状況に対応するためには、地域コミュニティの充実を図る方策を検討・実行するとともに、これを支えるための行政機構を整備する必要がある。

ウ) 定住促進

本町においても近年徐々にU I ターン者が増えつつあるものの、人口は減少を続けている。このことは、結果的に地域社会の活力が徐々に低下し、ひいては地域社会の崩壊や地域資源の劣化・荒廃という極めて深刻な地域課題が生じる恐れがあり、早急に的確な定住対策を行う必要がある。

U I ターン者を増加させるには、都市部への情報発信の強化や地元の受入体制の整備が必要であり、空き家活用等による住まい支援、無料職業紹介等による仕事の支援、定住全般の相談等を行う人的サポート支援、定住促進支援組織の設立など官民連携した体制で積極的に取り組む必要がある。

また、さまざまな企業や団体と連携し、町内外の高齢者等の将来不安に応える住み替え支援などを行い、高齢者のU I ターンも含めて人口減少を抑制し、町の活性化につなげる必要がある。

(2) その対策

ア) 集落の維持・活性化を図るためには、地域課題を解決する持続可能な地域運営の仕組みを整備する必要がある。このため集落の現状と将来予測を住民と行政が十分共有したうえで、この仕組みづくりのための施策を「協働」という手法を用いて展開する。

イ) 集落が存在するためには集落内人口が維持されなければならないことから、U I ターンの推進等の

定住対策を行い、地域の担い手確保を図るとともに、地域のリーダーとなる人材の育成・確保を図る。
 また地元、地域住民及び行政が一体となって、様々な可能性を検討し、集落維持に向けての協議を深める。

- ウ) 住民自治の振興と協働の町づくりを推進する。
- エ) 地域おこし協力隊や集落支援員などを配置し、地域や集落の維持・活性化を図る。
- オ) 情報発信の強化、住まい支援、人的サポート支援、定住促進支援組織の設立などによりU I ターンを促進する。
- カ) 高齢者等の住み替え支援などによる定住促進を推進する。
- キ) 定住促進住宅の整備に取り組む。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 集落の整備 等	(1) 過疎地域集落再編 整備 定住促進団地整備 事業	長期移住体験滞在施設整備事業 8 戸 定住促進住宅整備事業 10 戸 雇用促進賃貸住宅整備補助事業 20 戸	町 事業者	
	(2) 過疎地域自立促進 特別事業	集落維持活性化事業 移住定住支援員事業 定住促進支援事業 地域おこし協力隊事業 子育て世代住宅取得資金利子補給 制度	町 町 町 町 町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画策定後、整合を計ることとする。

事業計画（平成28年度～32年度）過疎自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	有機農業振興事業 【有機農業の推進】 食の安全や環境問題により注目を集める有機農業の推進を目的に、土壌分析、JAS 認証支援、有機農業啓発、有機農業技術研修、販路開拓、食文化伝承事業等を行う。 【土づくり事業】 安心安全な農作物の生産を振興するために堆肥散布の普及拡大を図ることを目的に、農業者が実施する水田への堆肥散布のための堆肥の購入に要する経費に対して補助を行う。	町、推進協議会、 農業公社、農業再生協議会、農業者、農業者団体	
		農業公社補助事業 農地の集約や合理化等への取り組みによる農地保全や農地の有効活用を図り、効率的で生産性の高い集落農業を実施することを目的に、農業公社の育成を図ることために農業公社が実施する事業に対して補助を行う。	農業公社	
		新規就農支援事業 担い手の減少に直面する過疎中山間地の農業の担い手の確保と定住促進を目的に、他の助成を受けていない新規就農者及び農業後継者への支援を行う。	町、新規就農者	
		農地利用集積特別対策事業 経営が不安定な過疎中山間地の農業者が効率的かつ安定的な農業経営を営むと同時に、高齢化等により廃業せざるを得なくなった農地の荒廃や放棄を防ぐことを目的に、農地の利用集積を奨励する補助を農地の担い手に行い、農地の利用集積の促進を図る。	農業者	
		新農林水産振興がんばる地域応援総合事業 農林水産業の持続的な発展を実現するため、地域住民や農林漁業者、関係機関が連携・協働し、地域が主体となっていく戦略的で多彩な取組等を支援する。	農林漁業者、農林漁業団体等	
		地域ブランド化推進事業 農産加工人材を育成し、地域資源を生かした商品づくりを推進することにより、吉賀町	町、推進協議会、事業者	

	の地域ブランド化を図る。		
	<p>米のブランド化事業</p> <p>米の品質や食味の向上等による米産地としてのブランド力向上と、生産から流通までのシステム構築により、米を有利販売へと繋げ、農家経営の安定を図る。</p>	町、農業公社、生産者、生産者団体等	
	<p>有機茶ブランド化事業</p> <p>生産者の高齢化等により存続が困難となりつつある茶栽培団地について、既存生産者の組織化と新たな人材の活用により、生産の継続、強化と共に、ブランド化による付加価値の向上を図る。</p>	町、生産者、生産者団体等	
	<p>薬用作物等生産振興事業</p> <p>国内需要が高まっている薬用作物等について、新たな生産促進作目として生産振興を図ることにより、農業経営の安定化と農地の維持を図る。</p>	町、生産者、生産者団体等	
	<p>地産地消推進事業</p> <p>吉賀町の有機農業や優れた自然環境、道の駅や温泉施設等の町内の資源を生かし、生産体制や集荷体制などを構築し、地産地消による循環型の経済流通システムを確立することで、地域農業の振興及び農家所得の向上を図る。</p>	町、農業公社	
	<p>きのこ生産拡大事業</p> <p>椎茸をはじめとするきのこ類の生産拡大に向け、施設整備の支援等による生産者の増加対策や、販売先への安定供給対策を実施する。</p>	町、生産者、生産者団体等	
	<p>森林整備地域活動支援事業</p> <p>森林の保全と森林資源の活用を目的に、森林施業に意欲と実行力を有し集約化により持続的な森林経営に取り組もうとする者が、森林集約のための森林情報の収集活動や森林施業計画の策定、施行区域の明確化や歩道の整備などを行う場合に支援や助成を行う。</p>	林業事業者等	
	<p>高津川流域材利用促進事業</p> <p>高津川流域産木材を活用した住宅の新築、増築及び家具、建具づくりを促進し、地域経済の活性化を図る。</p>	事業実施者	

	木の駅プロジェクト事業 間伐材等の放置材搬出者に森林整備の実施者として、直接支払いを地域通貨券で行い、森林整備の促進と地域商店の活性化を図る。	町、実行委員会等	
	林業従事者育成事業 林業従事者の育成と新規参入者の増加を促すため、現場研修、講演会を開催し、森林整備の推進を図る。	町	
	山の魅力発見交流事業 地域の林業人材が、外部の林業関係者等と交流することで、町内における林業、森林活用の多様化による活性化を図る。	町	
	鳥獣被害対策事業 鳥獣による農作物への被害から農地を守ることを目的に、捕獲従事者の確保、鳥獣の侵入防止対策や農業者への被害防止対策指導を行う。また、IT技術の活用、鳥獣対策専門員の配置等も実施する。	町、猟友会、農業者等	
	中小企業育成資金利子補給事業 中小企業者の経営、雇用の安定と近代化を図ることを目的に、金融機関から設備資金の融資を受けた中小企業者に対し、利子補給を行い、中小企業者を育成する。	中小企業者等	
	住宅改修促進事業 本町建築推進協議会会員の施工によるバリアフリー化など住宅改修の場合に、改修費の助成を行う。	事業実施者	
	創業チャレンジ支援事業 コワーキングスペースの設置や起業、第二創業等の支援により、若者が希望をもって様々な活動にチャレンジできる環境の整備、支援を行う。	町、事業者等	
	地域経済活性化事業 地域経済を活性化するため、町内商工団体が実施する小規模店舗連携活動に要する経費に対して補助を行う。	商工団体	
	地域産業人材育成事業 地域の産業振興を図るため、次代の地域経済を担い活力ある経済循環を再構築する志の高い人材を育成する経費に対して補助を行う。	実施協議会	

		<p>新規雇用者促進事業</p> <p>新規採用を行う事業所等において初期の研究経費や免許取得経費の負担軽減を行うことにより、雇用の拡大及び若者の定住促進を図る。</p>	町	
		<p>企業立地促進事業</p> <p>立地企業に対して事業開始における初期の負担軽減を図り、立地企業の促進と安定経営による雇用の拡大を図る。</p>	町	
		<p>観光素材活用対策事業</p> <p>吉賀町の魅力と特性を活かした観光振興を推進し、基礎的な調査などを実施し情報発信を行うことにより、交流人口の拡大を図る。</p>	町、観光協会	
		<p>彫刻の道活用促進事業</p> <p>「彫刻の道」に設置された作品の製作者によるワークショップ等を開催し、芸術と触れ合う機会を設けることにより、彫刻の町のイメージの定着を目指し、彫刻を通じた都市部との交流人口の拡大を図る。</p>	町	
		<p>東京スカイツリー活用事業</p> <p>本町の認知度向上や観光・交流振興を図ることを目的に、本町出身者である澄川喜一氏がデザイン監修を行った東京スカイツリーを活用し、広告宣伝、観光交流事業を実施する。</p>	町	
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	<p>生活バス運行事業</p> <p>過疎地における公共交通の維持と利用者の利便性向上を目的にバス運行事業を実施。</p>	事業者	
		<p>高津川流域活性化事業負担金</p> <p>本町に水源のある清流高津川を核として県や広域、流域市町、各種団体、協議会とともに実施する観光振興や産業振興、認知度向上を目的にした各種事業についての負担金。</p>	一部事務組合、協議会	
		<p>高速情報通信基盤整備事業</p> <p>IT企業等の新規立地促進の環境整備として、不採算地域における超高速情報通信網の整備費の一部、及び運営費の一部を助成し、事業者の参入を促進する。</p>	事業者	

		<p>萩・石見空港支援事業</p> <p>利用者の拡大・路線維持・観光環境の育成地域経済の活性化を図るため、イン対策・アウト対策を重点的に取り組み、地元利用者拡大、東京・大阪圏からの観光客の誘致対策を推進するため、萩石見空港利用拡大促進協議会に対し、その経費を補助する。</p>	一部事務組合等	
3. 生活環境の整備	(6) 過疎地域自立促進特別事業	<p>自主防災組織整備・活動事業</p> <p>高齢化・過疎化により災害時における公助体制の限界が懸念されている。災害時の対応を迅速かつ円滑にすることを目的に、地域住民と連携し防災活動を行う自主防災組織を整備する。</p>	町	
		<p>防災士資格取得事業</p> <p>地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成・確保し、自主防災組織の組織化を向上させるとともに災害に強いまちづくりを推進する。</p>	町	
		<p>浄化槽維持管理助成事業</p> <p>下水道及び農業集落排水施設整備区域外において、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、環境の保全を図るため、浄化槽を設置し、適正に維持するために助成を行う。</p>	町	
		<p>公共下水道施設台帳整備事業</p> <p>自然環境保全及び良好な水環境の整備のために、下水道施設の計画的な補修・改修や効率的な維持管理を行う上で重要となる施設台帳を整備する。</p>	町	
		<p>上水道基本計画・アセットマネジメント策定及び変更認可業務</p> <p>上水道事業を効率的・合理的に経営するために、水道施設の計画的な改修・補修や、給配水管の適正な維持管理を行う上で重要となる基本計画、アセットマネジメントを策定する。また、変更認可を受ける。</p>	町	
		<p>木造住宅耐震化等促進事業</p> <p>木造住宅の耐震診断に要する経費を助成する。</p>	町	
4. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増	(7) 過疎地域自立促進特別事業	<p>小地域ネットワーク事業</p> <p>社会資源の少ない地域における高齢者の見守り対策を目的に、介護予防事業の地区サロン</p>	町	

進	業	事業と一体実施することにより、ネットワーク化の維持拡大を支援する。		
		食の自立支援事業 一人暮らし高齢者宅などに対し、バランスの取れた食事（弁当）を提供するとともに、見守り・安否確認をすることによって、介護予防対策と社会資源補完対策に寄与する。	町	
		子育て支援充実事業（保育） 子育て支援策として、保育料の助成を行い少子化対策に寄与する。	町	
		特別保育事業 子育て支援策として、一時保育、障がい児保育、子育て支援センター地域活動、休日保育事業を行っている認可保育所に対して支援することにより、少子化対策に寄与する。	認可保育所	
		放課後児童対策事業 保護者が就労等により昼間家庭にいない児童が、放課後に安全かつ楽しく過ごすことができるよう行う事業であり、全小学校区で実施することにより、少子化対策に寄与する。	町	
		地域子育て支援拠点事業 保育所入所までの親子の交流、集いの場として「吉賀町子育て交流サロン」を開設し、子育てに関する相談や講演等を行うことにより、親の育児不安軽減等に寄与する。	町	
		腎臓機能障がい者通院費助成事業 人工透析療法を行うことができる医療機関がない本町において、腎臓機能障がいのため人工透析療法を受けることを余儀なくされ、郡外の医療機関に通院する者に対して交通費を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに生活安定と福祉向上に寄与する。	町	
		精神障がい者通院費等助成事業 【通院費】 精神科を有する医療機関のない本町において、自立支援医療（精神通院医療）を受ける者の内、当該医療受診のために郡外へ通院するものに対して交通費を助成することにより、定期受診の励行と福祉増進に寄与する。 【医療費】	町	

		精神科を有する医療機関のない本町において、自立支援医療（精神通院医療）を受ける者に対し、当該医療に要する額の一部を助成することにより、精神障がい者に対する適正な医療普及と福祉増進に寄与する。		
		<p>成年後見制度対策（受任者養成）</p> <p>高齢化・過疎化が進む本町は、成年後見の受任者となる社会資源が極めて少ない。成年後見の受任者を養成することで、地域福祉の向上を図る。</p>	町	
		<p>在宅福祉対策（ホームヘルパー養成）</p> <p>ホームヘルパーの確保が難しい過疎地において、ヘルパー有資格者の増加を目的にヘルパーの養成を支援し、地域福祉の底上げ、雇用の促進を図る。</p>	社会福祉協議会	
		<p>シルバー人材センター事業</p> <p>シルバー人材センターでの活動等を通じ高齢者の生きがい対策と社会参加の促進を図る。</p>	社会福祉協議会	
		<p>買い物不便対策事業</p> <p>今後増加も見込まれる買い物不便者に対応するため、配送等のシステム構築による買い物不便解消体制の整備、支援を行う。</p>	町、社協、商工会、事業者等	
5. 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	<p>第二次救急医療負担金</p> <p>過疎地における救急医療体制を確保することを目的に、救急病院が行う救急医療事業に対して助成を行う。</p>	2市2町	
		<p>在宅当番医制度運営負担金</p> <p>過疎地における日曜祝日の医療体制の確保を目的に、郡医師会に当番診療を委託実施する。</p>	2町	
		<p>妊婦検診事業費助成事業</p> <p>若者の定住、少子化対策、子育て支援対策として、妊婦検診の助成を行うことで、定期検診の励行と金銭面での安心感を醸成する。</p>	町	
		<p>子ども等医療費助成事</p> <p>若者の定住、少子化対策、子育て支援対策として、乳幼児から義務教育までの医療費自己負担分を対象に助成する。</p>	町	

		<p>地域医療確保対策事業</p> <p>過疎地における病院経営は極めて厳しい。高齢化・過疎化が進む本町の地域医療・不採算医療の確保を目的に、医療機関に対して助成を行う。</p>	社会医療法人	
		<p>医療従事者等確保対策事業</p> <p>過疎地において医師や看護師などの医療従事者の確保は困難である。町内の医療機関に新たに勤務する医療従事者に対し、給付金を支給することにより、過疎地における医療従事者の確保を図り、もって地域医療の充実に寄与する。</p>	町	
		<p>妊産婦通院助成事業</p> <p>医療機関への通院費の一部を補助することにより、妊産婦及びその家族の経済的負担の軽減を図るとともに、母子共に安全安心な分娩を確保する。</p>	町	
6. 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<p>サクラマスプロジェクト</p> <p>ふるさとの楽しい思い出をもとに、ふるさと吉賀町を支える人材の育成をめざす。</p> <p>○サクラマスプロジェクト補助事業</p> <p>地域と学校・保育所連携の下に行う様々な世帯交流を通じて、ふるさとでの学びと体験をもとにいつの日かふるさとを支える人材（財）の育成を行う。</p>	町	
		<p>子育て支援充実事業（給食）</p> <p>定住、少子化対策、子育て支援対策として、給食費の助成を行う。</p>	町	
		<p>吉賀高校魅力化支援事業</p> <p>本町唯一の高等学校である吉賀高等学校に在学する生徒の教育、スポーツの向上を図り、同校が特色ある地域の学校として振興発展することを目的に、中高一貫教育等（生徒会活動、文化活動、部活動、進路指導等）や通学費、下宿費、研修費等に対して補助を行う。</p> <p>また、小中学校、地域との連携強化や、中高一貫教育、キャリア教育、ふるさと教育等の推進を図り、本町唯一の吉賀高校の魅力を上させ、入学者の増加を図り、生徒の将来的な定住、ふるさとへの支援につなげる。</p>	町、吉賀高校振興会	

		<p>学習支援「よしか塾」事業</p> <p>中学校までにおける基礎学力を定着させ、中学校から高等学校への学力接続をスムーズにする。また、高校卒業後における社会性や適応能力を身につけ、幅広く社会の場で活躍できる人材の育成。</p>	町	
		<p>地域教育力向上事業</p> <p>家庭、学校及び地域が協力した社会教育、地域の特性を生かしたふるさと教育を推進する。また、地域における社会教育活動の充実や情報の提供を図り、人づくり、地域づくりがなされることで自立して生きることができる生涯学習社会の実現をめざす。</p>	町	
		<p>彫刻の道活用促進事業</p> <p>「彫刻の道」に設置された作品の製作者によるワークショップ等を開催し、芸術と触れ合う機会を設けることにより、彫刻の町のイメージの定着を目指し、彫刻を通じた都市部との交流人口の拡大を図る。</p>	町	
		<p>スポーツ交流事業（ふるさと野球）</p> <p>出身者で構成される県外のふるさと会等を通じて、著名なスポーツ功績者を招聘し、町内の小中学生等への指導や交流を行うことにより、スポーツ教育の向上を目指す。</p>	町	
8. 集落の整備等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>集落維持活性化事業</p> <p>持続可能な地域運営の仕組みを作り、仕組みづくりのための人的・財政支援等を行うことにより過疎地の集落の維持・活性化を図る。</p>	町	
		<p>移住定住支援員事業</p> <p>定住アドバイザー（相談員）、定住支援員、集落支援員を配置し、U I ターンによる移住と定住を促進し、集落機能の活性化を図る。</p>	町	
		<p>定住促進支援事業</p> <p>U I ターンによる移住と定住を促進するために、子育て世代を中心とした経済的な負担軽減や、空き家情報バンク事業による住居の確保などの支援を行う。また都市農村交流事業や婚活事業にも取り組む。</p>	町	

		<p>地域おこし協力隊事業</p> <p>地域振興に意欲のある都市部の人材を誘致し、定住・定着を図り、地域の活性化を図る。</p>	町	
		<p>子育て世代住宅取得資金利子補給制度</p> <p>子育て世代の持ち家の取得に対する経済的負担の軽減と定住促進を図るため、町内において住宅を建築するための借入れ資金について利子補給を行う。</p>	町	